

■相談窓口（1）

<事例>

15年ほど前から生活苦や病気などのため、消費者金融から借金を繰り返していた。現在、借金が夫婦で800万円にもなり、返済のため普通の生活が出来なくなって、困っている。

●相談窓口を利用して解決へ

今回、電話で相談を受け、問題解決までの過程を説明しました。書類を調べ、借入れ状況を整理し、解決方法や金利の払い過ぎの可能性などを説明しました。

収入が少ないため、民事法律扶助制度（裁判費用や弁護士・司法書士の費用を一部立て替える制度）が利用できると分かったので、法テラス（日本司法支援センター、電話0570-078374）の弁護士に連絡をしました。

その後、弁護士に依頼し、返し過ぎたお金が300万円あることが分かりました。ほかの借金や弁護士費用などを清算しても100万円が残り、生活を立て直すことができました。

●依頼する前に知っておきましょう

弁護士会や司法書士会の、多重債務の最初の相談費用は無料です。弁護士か司法書士に委任できると、返済計画が始まるまでの間、返済しなくてよくなり、取り立ても止まります。

①弁護士と認定司法書士

1件当たりの金額が140万円以下の民事の紛争の場合は、弁護士だけでなく、法務大臣が認定した認定司法書士も取り扱えます。

②委任費用は事前に見積もりを

県内では、弁護士や司法書士の報酬は自由に決められます。内容が同じでも費用が違う場合がありますので、必ず事前に見積もりをとりましょう。

③民事法律扶助制度

要件が合えば、民事法律扶助が受けられます。取り扱いができる弁護士と司法書士は登録制です。収入が低く、依頼費用が心配なときは、民事法律扶助を取り扱えるか、事前に確認しましょう。

●まずは消費生活相談窓口へ

弁護士や司法書士いきなり相談するのは勇気がいります。どの解決方法がよいのか、一緒に調べて、専門家に橋渡しをします。市の消費生活相談窓口へ気軽に相談してください。